

坂祝町いじめ防止対策に関する条例について 【概要版】

【趣旨】

児童等に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、町、学校、保護者等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものです。

【基本理念】

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童等のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、保護者及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの防止等に関する責務】

1. 町の責務
いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。
2. 学校の責務
学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
3. 保護者の責務
児童等の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めなければならない。
4. 町民及び関係機関等の責務
地域において児童等を見守り、声掛け等を行い、児童等が安心して生活する

ことができる環境をつくるよう努めなければならない。

いじめを発見したときには、速やかに解決を図るよう努めるとともに、町、学校又は関係機関等に情報を提供しなければならない。

【協議会及び各委員会の役割】

1. いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関係する機関及び団体いじめの防止等に関する基本方針の審議、検証及び見直しに関すること。いじめの防止等のための対策に係る報告、検討及び連絡調整を行います。

2. いじめ問題対策委員会

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、いじめ問題対策委員会を設置し、重大事態の発生（いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど）したときは、教育委員会の諮問に応じて、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

3. いじめ問題再調査委員会

重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、町長の付属機関としていじめ問題再調査委員会を設置し、いじめ問題対策委員会で行った調査の結果について調査を行います。

【附則】

1. 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2. 坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題調査委員会の委員を加える改正になります。